

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.18

嵐のグローバル金融市場がスーパー台風を迎えるとき 他

=====

<<index>>

- [1. 嵐のグローバル金融市場がスーパー台風を迎えるとき\(大山\)](#)
 - [2. 資本規制強化からベストプラクティス重視への転換の兆し\(岩井\)](#)
 - [3. イールドカーブの形状変化\(祖父江\)](#)
 - [4. 新興国ビジネスリスクシーズ\(8\)~ブラジル~\(茂木\)](#)
 - [5. シンガポールの中央銀行\(MAS\)が一元的な資金決済関連の枠組みと新ガバナンス体制を提案\(森\)](#)
 - [6. 講演最新情報\(2016年9月時点\)](#)
- =====

5. FinTech

シンガポールの中央銀行(MAS)が一元的な資金決済関連の枠組みと新ガバナンス体制を提案

有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 森剛敏

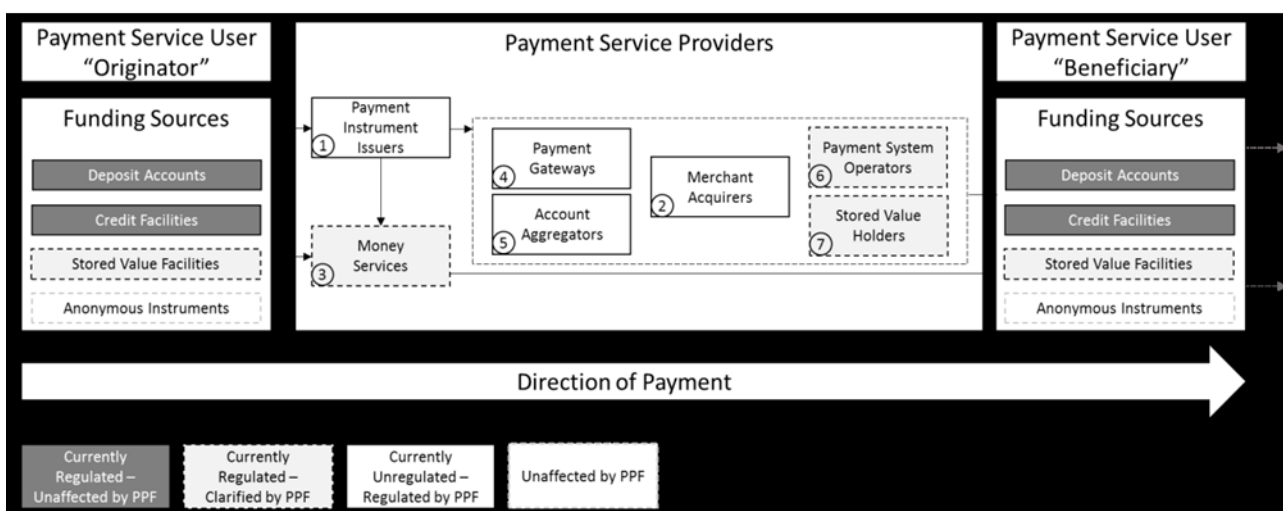
1.MAS は 8 月 25 日に、Consultation Paper を公表し、10 月 31 日迄の意見募集を開始

現状、シンガポールの決済システムは、MAS が運営する銀行間決済の(1)MEPS+(the MASElectronic Payment System)、(2)シンガポール・ドル小切手決済の SGSCCS(the Singapore Dollar Cheque Clearing System)、(3)米ドル小切手決済の USDCCS(the US Dollar Cheque Clearing System)、(4)ダイレクトデビット・クレジットに利用される IBG (Inter-bank GIRO system)、(5)民間が運営して、シンガポールクリアリングハウス協会が監督する FAST(Fast And Secure Transfers)、(6)完全に民間が運営監督している NETS EFTPOS(NETS Electronic Fund Transfers at Point of Sale)と 6 個ものシステムが存在しています。

資金決済関連の規制としては、これらの決済システムの監督に加えて、プリペイドカード等も管理する PS(O)S(the Payment Sysytem (Oversight) ACT)と両替や送金業者のラーセンス付与と監督を行う MCRBA(the Money-changing and Remittance Business ACT)の 2 つがあります。

近年の FinTech の新サービス業者の台頭や技術の急速な発展により、小口の資金決済は複雑に且つ統合されたサービスが出てきています。これに対して、利用者保護としてサーバー攻撃、個人情報漏洩や利用料の複雑化などに加えて、マネロンやテロ資金対策等も挙げられています。今後の電子的な資金決済を進める上で、決済サービス提供者を Activity-based の枠組みとして一元化したライセンスを提案しています。但し、銀行には追加のライセンスは不要です(銀行法で手当済)。

図表2



出所: Monetary Authority of Singapore: Consultation Paper P009 August 2016 (Proposed Activity-based Payments framework and Establishment of a National Payments Council)

図表3

項目	具体的な対象業者
Activity1	小切手、デジタルウォレット、クレジットカードやデビットカードのサービス業者等
Activity2	オンライン等で商品等を販売・決済する業者、マーチャントアグリゲーター等
Activity3	国際送金業者、外国為替サービス業者、仮想通貨取扱業者等
Activity4	支払代理処理業者、ペイメントゲートウェイ、キオスク等
Activity5	ペイメントカード統合サービス、銀行口座統合サービス業者等
Activity6	決済システム上での資金移動、プロセス、スイッチ等の資金移動処理業者等
Activity7	プリペイドカードやプリペイドの電子ウォレット業者で所謂、SVFs (Stored Value Facilities)と言われている業者

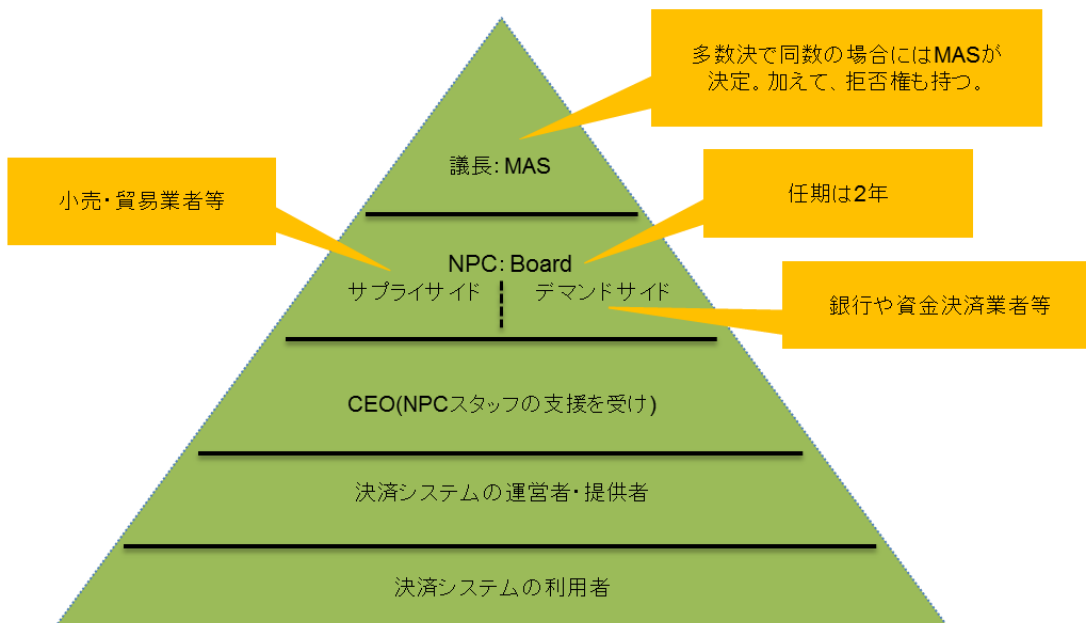
※これらのActivity1から7を一つのライセンスを付与する枠組みの規制に組み替える提案です

2.ガバナンスの強化としての、National Payment Council の創設

決済システムの効率化や調和を模索することで、イノベーションや競争・協働の可能性を模索する為に、資金決済のサービス提供者(サプライサイド)のみならず、利用者である一般企業(デマンドサイド)も加えたガバナンス機構として National Payment Council(NPC)の創設を提言しています。同様の NPC は英国、豪州では既に稼働しており、これに近いものを目指しています。

NPC は法制にて規定し、手数料の決定や、決済システムの相互運用方針、そのたガイドライン設定等の幅広い権限を持つものを想定しています。

図表4



出所: Monetary Authority of Singapore: Consultation Paper P009 August 2016 (Proposed Activity-based Payments framework and Establishment of a National Payments Council)より、有限責任監査法人トーマツにて一部加筆

日本では、金融庁にて決済高度化官民推進会議が設置され、決済制度の枠組みの強化や効率化が審議され始めています。日銀ネット等の決済システムには先進的な ISO20022 等も既に導入している状況ではありますが、リテール分野でのサービスメニューは急速に拡大しています。サービス競争を強化し、且つ利用者保護も求めながら、進める上で、シンガポールの動きも参考になると考えられます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。